

令和3年3月定例会議事録

令和3年  
第3回羽島市農業委員会議事録

羽島市農業委員会

1. 開催日時 令和3年3月5日(金) 午後6時00分～午後6時30分

2. 開催場所 羽島市役所本庁舎4階 第1会議室

3. 出席農業委員(13名)

1番	西川	ひとみ	2番	田中	敏信	3番	伊藤	克巳
4番	石原	晃	5番	大井	幸男	7番	森川	朝子
9番	時田	昌子	10番	山田	倉造	11番	浅野	喜代子
13番	佐藤	文恵	14番	宮田	圭	15番	大曾根	佳明
16番	岩田	悟						

4. 欠席委員(3名)

6番	花村	直良	8番	加藤	芳正	12番	服部	春彦
----	----	----	----	----	----	-----	----	----

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名者の指名について
- 第 2 議案第 9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 第 4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 5 報告第 7号 農地法第3条の3の規定による届出報告について
- 第 6 報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について
- 第 7 報告第 9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

6. 農業委員会事務局職員及び関係職員

産業振興部長	永田	久男	農政企画担当課長(兼)農政係長	柴田	真佐雄			
事務局長	柴田	泰宏	局長補佐	横山	健司	農地係長	片山	真理子

## 7. 会議の概要

○事務局長 「本日の出席委員は16名中13名で、在任する委員の過半数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、羽島市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を岩田会長にお願いいたします。」

○議長 委員各位に委員会への出席のお礼を述べ、第3回羽島市農業委員会の開会を宣言する。

---

### 第1 議事録署名者の指名について

○議長 本日の議事録署名者を指名にて決定する旨を告げ、2番委員及び3番委員を指名する。

---

### 第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

○議長 『議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について』の内、番号12番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○局長補佐 「番号12番は農地の売買であり、申請地は、合計面積479㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が5,124.9アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約140mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第9号の内、番号12番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第9号の内、番号12番については、許可決定といたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

「続いて、議案第9号の内、番号13番について議題といたします。事務局より説明願います。」

○局長補佐 「番号13番は農地の贈与であり、申請地は、面積148㎡の1筆、地目は田で、農業振興地域内農用地区域外の農地です。

譲受人は、経営面積が41.1アールあり、羽島市の定める別段の面積40アールを満たしております。また、申請地は自宅から約130mの場所にあり、その他、農地法第3条の不許可事由には該当せず、許可要件の全てを満たしているものと考えます。

以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第9号の内、番号13番について許可決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第9号の内、番号13番については、許可決定いたします。」

---

第3 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○議長 『議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号9番については、転用事業者は、祖父所有の申請地を借りて分家住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法施行規則第33条第4項、『周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に隣接して設置されるもの』の規定を準用して許可相当となるものです。

申請地の北側・東側は道路及び水路、南側は田、西側は宅地となっており、周囲にはブロックを設置し周囲の営農に支障のないようにします。

続いて、番号10番については、転用事業者は、申請地を取得し、資材置場として利用したいとの申請です。

申請地は、区域内の農地が10ha未満の区域に位置するため第2種農地に分類され、農地法第5条第2項第2号、『申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成できない場合』の規定を適用して許可相当となるものです。

申請地の北側・西側は道路、東側・南側は水路となっており、周囲に支障のないようにします。

以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第10号について許可相当として意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第10号については、許可相当として意見を決定いたします。」

---

#### 第4 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

○議長 『議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』のうち、番号28番から38番、193番から197番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号28番から38番については、〇〇〇〇が、合計面積44,254㎡について、利用権設定をするものです。  
番号193番から197番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇に転貸するものです。  
以上16件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号28番から38番、193番から197番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号28番から38番、193番から197番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第11号の内、番号39番から42番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号39番から42番については、〇〇〇〇が、合計面積13,466㎡について、利用権設定をするものです。  
以上4件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号39番から42番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号39番から42番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第11号の内、番号43番から52番及び223番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号43番から52番については、〇〇〇〇が、合計面積31,931㎡について、利用権設定をするものです。  
番号223番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇に転貸するものです。  
以上11件について、ご審議をお願いします。」

○議長 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号43番から52番及び223番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号43番から52番及び223番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第11号の内、番号89番及び90番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号89番及び90番については、〇〇〇〇さんが、合計面積2,999㎡について、利用権設定をするものです。  
以上2件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号89番及び90番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号89番及び90番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

続いて、議案第11号の内、番号91番から94番、204番から214番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号91番から94番については、〇〇〇〇が、合計面積8,813㎡について、利用権設定をするものです。」

番号204番から214番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇に転貸するものです。

以上15件についてご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号91番から94番、204番から214番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号91番から94番、204番から214番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第11号の内、番号181番から187番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号181番から187番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇に転貸するものです。」

以上7件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号181番から187番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号181番から187番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第11号の内、番号192番を上程するが、議席番号〇〇番委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、当該議案の審議終了まで退席を命じる。

(〇〇番委員退室)

「それでは、事務局に説明を求めます。」

○農地係長 「番号192番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を〇〇〇〇に転貸するものです。以上1件について、ご審議をお願いします。」

○議長 「ただいまの説明について、何かご質問等はございませんか。」

○委員 (質問、意見なし)

○議長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号192番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委員 (挙手、多数)

○議長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号192番については、異議がないものとして意見を決定いたします。ここで、〇〇番委員の除斥を解きます。」

(〇〇番委員入室)

続いて、議案第11号の内、番号53番から88番、95番から180番、188番から191番、198番から203番、215番から222番、224番から259番を上程し、事務局に説明を求める。

○農地係長 「番号53番から54番については、〇〇〇〇が、合計面積15,914㎡について、利用権設定をするものです。  
番号55番から82番については、〇〇〇〇が、合計面積54,272㎡について、利用権設定をするものです。  
番号83番から86番については、〇〇〇〇が合計面積11,922㎡について、利用権設定をするものです。  
番号87番から88番については〇〇〇〇が合計面積2,790㎡について、利用権設定をするものです。  
番号95番から174番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として、合計面積146,435.01㎡について、利用権設定するものです。  
番号175番から180番、188番から191番、198番から203番、215番から222番、224番から259番については、一般社団法人岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構として借り受けた農地を地域の担い手である〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に転貸するものです。  
以上177件についてご審議をお願いします。」

○議 長 「ただいまの説明について、何かご質問等はありませんか。」

○委 員 (質問、意見なし)

○議 長 「ご発言も無いようですので、採決いたします。議案第11号の内、番号53番から88番、95番から180番、188番から191番、198番から203番、215番から222番、224番から259番について、異議がないものとして意見を決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。」

○委 員 (挙手、多数)

○議 長 「賛成が多数ですので、議案第11号の内、番号53番から88番、95番から180番、188番から191番、198番から203番、215番から222番、224番から259番については、異議がないものとして意見を決定いたします。」

---

第 5 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出報告について

第 6 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について

第 7 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について

○議 長 『報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出報告について』、『報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出報告について』、『報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出報告について』を一括上程し、事務局に報告を求める。

○局長補佐 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、会議時間の短縮を図るため、説明は省略させていただきたい旨述べる。

○議 長 本日の議事が全て終了した旨を述べ、会議の閉会を宣言する。